

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会
業務委託に関するプロポーザル実施取扱要綱

(趣旨)

第1条 神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会（以下、「協議会」という。）の発注する業務委託のうち、プロポーザル方式により受託者を特定しようとする場合の事務取扱について、この要綱に定める。

(定義)

第2条 この要綱において、プロポーザル方式とは、業務委託の受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす事業者を公募、又は選定し、当該業務委託に係わる実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案の評価を行い、当該業務委託の履行に最も適した受託者を特定する方式をいう。

2 この要綱において、公募型プロポーザル方式とは、前項に規定するプロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認められた者から提案を受ける方式をいい、指名型プロポーザル方式とは、同項に規定するプロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式をいう。

(対象)

第3条 協議会会計処理規程第29条に定める随意契約によりプロポーザル方式により受託者の特定を行う場合は、次の各号のいずれかに該当する場合において行うことができる。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- (2) 協議会において発注仕様を定めることが困難等、標準的な業務の実施手続きが定められていない業務

2 プロポーザル方式により受託者の特定を行おうとするときは、当要綱に基づき、当該業務委託ごとに実施要領（様式1または様式2）を作成し、評価委員会において審議する。

(評価委員会の設置及び審議事項)

第4条 プロポーザル方式により受託候補者を特定することに決定した業務について、原則として評価委員会を設置し、第15条の定めるところにより、受託者を特定しなければならない。

- 2 評価委員の人数は3名以上とする。
- 3 評価委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 当該業務委託が、前条の規定に該当するか否か
 - (2) 評価の着眼点
 - (3) 評価項目及び配点
 - (4) 評価基準
 - (5) その他必要な事項

(提案資格)

第5条 プロポーザル方式により受託者の特定を行おうとする時は、発注する業務委託ごとに次の各号に定める事項を当該業務委託に係わる提案資格として定める。

- (1) 神奈川県入札参加資格者名簿、横浜市一般競争入札有資格名簿、公益財団法人横浜市観光協会賛助会員名簿、いずれかに登録ある者。ただし、神奈川県指名停止等措置要領及び横浜市指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止期間中ではない者であることとする。
- (2) その他協議会が必要と認める事項

(実施の公表)

第6条 公募型プロポーザルを実施しようとする時は、当該業務委託ごとに、公募型プロポーザル実施案内(様式3)を作成し、ホームページへの掲示その他の方法により公表する。

(参加表明手続き)

第7条 公募型プロポーザルにおいて、前条によるプロポーザル関係書類提出要請書に掲げる提案書(以下「提案書」という。)の提出を希望するものは、参加意向申出書(様式4)を提出する。

(参加意向申出書の確認)

第8条 参加意向申出書を提出した者(以下「意向申出者」という。)について第5条の規定に基づく当該業務委託に係る提案資格を満たす者であるかを確認する。

- 2 提案資格を満たさないことを確認した者については、当該業務委託の提案者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第9条 意向申出者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書において指定する日までに、提案資格の確認の結果を通知書（様式5）により通知する。

2 前項の非選定の通知を受けた者は、書面により、その理由についての説明を求めることができる。

（提案者が多数見込まれる場合の措置）

第10条 提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行い、評価を行うことができる。

（指名型プロポーザルにおける受託候補者の選定）

第11条 指名型プロポーザルを実施しようとする時は、当該業務委託に係る提案資格を有すると認めたものの中から、業者選定委員会により受託候補者を選定する。

（指名の通知）

第12条 前条により、受託候補者を決定した場合は、速やかに指名型プロポーザル実施案内（様式6）を作成し、受託候補者に送付する。

（提案要請に係る説明）

第13条 説明会は、原則として開催しない。ただし、当該業務委託の性格上、対面で説明を行わないと適切な提案が行われない恐れがある場合には、一堂に会さない形で個々に説明を行うことは妨げない。

（評価委員会の審議）

第14条 評価委員会の定足数は、総委員の半数以上とする。

2 評価委員会は、評価基準に基づいた各評価委員の判定に基づく採点の合計点により、提案者の中から一位の者を決定する。

（受託者の特定）

第15条 評価委員会の審議結果に基づき、当該業務委託に最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定する。

2 前項の審査結果に基づき、特定された者（以下「特定者」という。）及び特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に書面（様式7）により通知する。

- 3 前項の通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、それぞれ特定された理由及び特定されなかった理由を付す。
- 4 第3項の非特定の通知を受けた者は、書面により、その理由についての説明を求めることができる。
- 5 特定者に対して、当該業務委託に係る契約締結の交渉を行う。

(提案資格の喪失等)

第16条 当該業務委託において提案資格を有することの確認を受けた者が、資格確認後に次のいずれかに該当するときは、当該業務委託に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された提案書は無効とする。

- (1) 第5条に規定する当該業務委託に係る提案資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 参加意向申出書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の場合は、当該提案者に対して、提案資格の消失を書面により通知しなければならない。

(特定結果の公表)

第17条 公募型プロポーザルにおける受託候補者の特定結果については、件名、委託内容、委託期間、開札日、審査結果をホームページに公表するものとする。

(補足)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。